

ご存知ですか。交通遺児等育成資金貸付制度と重度後遺障害者介護料支給制度

【交通遺児等へ育成資金貸付】

※義務教育終了まで育成資金が無利子で借りられます。

対象者

自動車事故により死亡または重度後遺障がい者となられた方の0歳から中学校卒業までのお子さま

貸付金額

▼一時金：155,000円

▼毎月：20,000円

▼入学支度金：44,000円

返済期間

中学卒業後20年以内

※高校・大学等に進学する場合、卒業まで返済開始は猶予
【重度後遺障がい者へ介護料支給対象者】

自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障がいを持ったために、常時または随時の介護が必要な状態にある方

支給金額

▼常時の介護が必要な方のうち「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」であると認められた方：月額68,440円～136,880円

▼右記以外で常時の介護が必要な方：月額58,570円～108,000円

▼随時の介護が必要な方：月

額29,290円～54,000円

※詳細は左記までお問い合わせください。

問い合わせ

独立行政法人

自動車事故対策機構

愛媛支所

☎089-960-0102

労使間の個別トラブル

無料労働相談

「パワハラがひどい」「突然解雇されて納得できない」「社員に配置転換を命じたが理由なく拒否された」など労使関係のトラブルでお困りの方。

労働委員会は、公正・中立的な立場で労使間のトラブルの解決を図るための専門機関です。

事務局職員相談

(電話または面談)

平日8時30分～17時15分

※随時受付

労働委員専門相談(面談)

原則、毎月第4金曜日(12

月および1月は第2金曜日)

14時30分～17時

※事前予約制・先着3名程度

問い合わせ

愛媛県労働委員会事務局

☎089-912-2996

ホームページ

<http://www.pref.ehime.jp/tirou/>

鬼北の里グリーンツーリズム推進協議会からのお知らせ

鬼北町で農家民宿2軒が新規開業しました！

清家千代さん(広見)が「農家民宿・作夢村(さむそん)」、武田七重さん(成川)が「農家民宿・山あじさい」を開業しました。

「作夢村」では、昔ながらの釜戸で炊いたご飯と、自宅で採れた無農薬野菜を使った旬の料理が自慢。「山あじさい」では、手作りの石窯を使ってピザ作りやパン焼きの体験ができます。どちらも宿泊だけでなく、体験のみの日帰りも可能です。

農家民宿ならではの「ぬくもり」を多くの方に感じていただけるよう、町外の方へもぜひ紹介してください。

◆体験民宿を開業してみませんか。

現在、農林漁家が開業する小規模な体験民宿は、国や県の規制緩和により、自宅の空き部屋などを活用して比較的簡単に開業することができます。

興味のある方は、鬼北の里グリーンツーリズム推進協議会事務局までお問い合わせください。



◀作夢村



山あじさい▶

問 鬼北の里グリーンツーリズム推進協議会事務局
役場 産業課 農政係 内線 2214